# 保険·年金 フォーフ

# 英国におけるソルベンシーⅡの レビューを巡る動向(その5) 一報告改革に関する協議文書の公表ー

中村 亮一 保険研究部 研究理事

TEL: (03)3512-1777 E-mail: nryoichi@nli-research.co.jp

#### 1-はじめに

英国は、2020年2月1日にEUから離脱したが、2020年12月31日までは移行期間としてEU法 が適用されてきた。これまで EU 加盟国として、EU のソルベンシーⅡ制度下にあった英国であるが、 2021年からは、独自の新たな規制を構築していくことが可能になっている。

英国におけるソルベンシーⅡのレビューを巡る動向については、これまで、まずは 2021 年 9 月の 2回のレポートで、英国がどのような問題意識を有して、どのようなプロセスで、ソルベンシーⅡの レビューを進めようとしているのかについて、それまでの過去1年間の動きを追うことで報告した。 その後、2022 年 2 月 21 日に、財務省(HMT)の経済長官によるスピーチ及び英国政府の HP で の公表により、ソルベンシーⅡ改革のヘッドラインが発表されたことを受けて、これらの動きについ て、基礎研レポート「英国におけるソルベンシーⅡのレビューを巡る動向(その3) -英国政府が改 革のヘッドラインを発表-」(2022.3.8)で報告した。

さらに、この後、財務省は2022年4月28日に、ソルベンシーⅡのレビューに関する協議文書(CP) を公表1した。これを受けて、保険監督官庁である PRA (健全性規制機構) は同日に、ソルベンシー Ⅱの改革に関する声明を公表2するとともに、論点書 (DP) 3を公表した。これらに対するコメントの 期限は7月21日となっていたが、ABI(英国保険会社協会)は7月21日に回答内容4及び提案され た改革の独立した分析⁵を公表している。また、PRA の Sam Woods 長官は、ソルベンシーⅡ改革に 関して、7月8日にイングランド銀行のウェビナーでスピーチを行った6。

<sup>1</sup> https://www.gov.uk/government/consultations/solvency-ii-review-consultation

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup> https://www.bankofengland.co.uk/prudential-regulation/publication/2022/april/pras-statement-on-the-review-of-solve ncy-ii-consultation-published-by-hm-treasury

<sup>3</sup> https://www.bankofengland.co.uk/prudential-regulation/publication/2022/april/potential-reforms-to-risk-margin-andmatching-adjustment-within-solvency-ii

 $<sup>{\</sup>color{blue} 4 \hspace{0.1cm} \underline{https://www.abi.org.uk/news/news-articles/2022/07/solvency-ii-reform-proposals-need-further-work-to-meet-objectives} \\$ 

<sup>&</sup>lt;sup>5</sup> https://www.abi.org.uk/news/news-articles/2022/07/solvency-ii-independent-analysis-of-proposed-reforms

<sup>6</sup> https://www.bankofengland.co.uk/speech/2022/july/sam-woods-speech-given-at-the-bank-of-england-solvency-ii-striki

基礎研レポート「英国におけるソルベンシーⅡのレビューを巡る動向(その4)-英国政府による 協議文書と業界等の反応-」(2022.8.19)では、2022 年 3 月のレポート以降の動きとして、これらの 英国政府によるソルベンシーⅡレビューに関する文書の内容とそれらに対する ABI の反応等につい て、その概要を報告した。

その後、PRA は、2022 年 11 月 10 日に、ソルベンシーⅡの報告改革に関する協議文書 (CP)「CP14 /22-ソルベンシー $\Pi$ レビュー:報告フェーズ2」を公表7している。

また、財務省は、2022年11月17日に、「ソルベンシーⅡのレビュー:協議-対応(Review of Solvency  $\Pi$ : Consultation – Response)」ということで、これまでの協議を踏まえてのソルベンシー $\Pi$  レビュ 一の対応結果を公表している<sup>8</sup>。これを受けて、PRA は、2022 年 11 月 18 日に、PRA は、フィード バックステートメント (FS)  $\lceil \text{FS1}/22 - \text{ソルベンシー} \Pi$ 内のリスクマージンとマッチング調整に対 する潜在的な改革」を公表9している。

今後2回のレポートで、これらの内容について報告する。まずは今回のレポートでは、ソルベンシ ー $\Pi$ の報告改革に関する協議文書「CP14/22-ソルベンシー $\Pi$ レビュー:報告フェーズ 2」について、 その概要を報告する。

# 2─ソルベンシーⅡの報告改革に関する協議文書の全体像

PRA は、2022 年 11 月 10 日に、ソルベンシーⅡの報告改革に関する協議文書 (CP) 「CP14/22 ーソルベンシーⅡレビュー:報告フェーズ2」を公表している。ここではその概要を報告する。

#### 1 | 今回の報告改革の背景と位置付け

2020 年 6 月 30 日に財務省(HMT)が「ソルベンシー  $\Pi$  レビュー」 $^{10}$ を公表したが、この際に、英 国の保険セクターの独自の構造的特徴を適切に反映していることを確認するため、(財務省による) 証 拠要請が行われた。これは、保険会社の報告要件に何らかの変更を加える必要があるかどうか、及び 保険報告の様々な層をどのようにまとめて、より一貫性のある報告フレームワークを作成できるかに ついてのフィードバックを求めた。

このような背景の中で、PRA は、保険の報告及び開示要件の段階的な見直しを開始した。PRA は、 2021 年 12 月 17 日に政策声明 (PS) 「PS29/21-ソルベンシーⅡ レビュー:報告フェーズ 1 □を 公表し、広く使用されていないテンプレートを削除し、四半期報告免除プログラムを PRA に指定さ れた「カテゴリー 3」の英国ソルベンシー $\Pi$ 会社<sup>12</sup>にまで拡大して、四半期報告の比例性<sup>13</sup>を高めた。

ng-the-balance

https://www.bankofengland.co.uk/prudential-regulation/publication/2022/november/review-solvency-ii-reporting-phas

<sup>8</sup> https://www.gov.uk/government/consultations/solvency-ii-review-consultation https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment\_data/file/1118359/Consultati on\_Response\_- Review\_of\_Solvency\_II\_.pdf

<sup>9</sup> https://www.bankofengland.co.uk/prudential-regulation/publication/2022/november/fs1-22-potential-reforms-to-riskmargin-and-matching-adjustment-within-solvency-ii

<sup>10</sup> https://questions-statements.parliament.uk/written-statements/detail/2020-06-23/HCWS309

<sup>11</sup> https://www.bankofengland.co.uk/prudential-regulation/publication/2021/july/review-of-solvency-ii-reporting-phase-1

 $<sup>^{12}</sup>$  「ソルベンシー $\Pi$ 会社」は、ソルベンシー $\Pi$ によって監督される保険会社

この「フェーズ 1」の改革は、2021 年 12 月 31 日に発効し、PRA に報告されるテンプレートの量を、 英国のソルベンシーⅡ会社全体で平均 15% 削減し、中小規模の会社ではさらに大幅に削減したと推 定されている。PRA は、その後の段階でさらなる改革が検討されることを示していた。

今回の CP で提案されている報告及び開示の改革案の第2段階は、以前のフェーズ I の報告変更に 基づいており、英国の保険市場の構成をよりよく反映し、PRAへの報告の関連性を高め、健全性目標 を推進する際の効率性を高めるための、より包括的な改善を提案している。

なお、財務省によるソルベンシーⅡのレビューの範囲は、報告よりもはるかに広く、この CP から 除外されている改革の他の領域、例えば、マッチング調整とリスクマージン、技術的準備金に関する 移行措置、内部モデル、新しい保険会社、第三者の支店、及びグループのソルベンシー資本要件(SCR)、 をカバーしている。PRA は、これらのその他の分野の改革及び報告テンプレートに対する潜在的な 技術的変更、及びこれらのトピックに関する開示要件については、後日協議する予定である、として いる。また、現在の段階を超えて、ソルベンシー及び財務状況報告書(SFCR)及び定期監督報告書 (RSR) の既存の要件を見直し、これらについて適宜協議することも検討している、としている。

#### 2 | 今回の報告改革の目的

この協議文書(CP)は、PRA の、保険会社に対する現在のソルベンシーⅡの報告及び開示要件の 多くを大幅に合理化し、現在の報告が英国の保険セクターの特徴や PRA の監督上のニーズに合わせ て適切に調整されないで行われている少数の領域でのデータ収集を改善するための提案を示している。 PRA は、この提案により、会社の継続的な報告コストを削減し、それによって競争力と比例性を改善 しながら、法定の目的を引き続き満たすことができると考えている。これらの目的を達成するために、 PRA は、ソルベンシーⅡに基づく会社の監督報告及び開示のための保持されている EU 技術基準を取 り消し、保持されているEU技術基準を修正及び置換する新しい規則を作成することを提案している。

#### 3 | 政策提案の概要

政策提案としては、以下の項目が挙げられている。

- ・多くのソルベンシーⅡ 定量的報告テンプレート(QRTs)、直接関連する開示テンプレート、及び関 連する PRA の国家固有テンプレート(NSTs)の報告要件の削除
- ・特定のテンプレートの報告頻度を四半期ごとから半年ごと又は年1回に減少
- ・同じ報告トピックをカバーする複数の報告テンプレートを新しいテンプレートに統合
- ・特定の報告及び開示テンプレートに対する報告比例基準の導入及び修正(臨界値の引き上げ)
- ・既存の報告及び開示テンプレートの修正
- ・新しい報告トピックをカバーする3つのテンプレートの導入(超過資本の形成、サイバー引受けリ スク、損害保険債務の分析)
- ・特定のPRAのSS(監督声明)(注)で設定された期待に対する次の修正
  - ・上記の報告変更案を反映
  - ·SS に含まれる期待の一部を報告指示に移行

<sup>13</sup> 保険会社の規模やその事業の性質等を反映した取扱い(対象から除外、簡素化等)

・英国の EU 離脱後の EU 規定への言及を明確化

(注)具体的には、SS2/19「報告及び開示要件の解釈に対する PRA のアプローチと EU 離脱後の規制取引フォーム」。

#### 4 |報告改革の必要性

オンショアのソルベンシーⅡ監督報告体制は、保険会社のリスクプロファイル、資本要件、及び自 己資本に関する標準化された、比較可能な、関連性のある情報を提供することにより、ソルベンシー II会社を監督する PRA の能力の中核要素を形成している。PRA の NSTs とともに、ソルベンシー II報告要件は、監督者や他のユーザーが使用する、すぐにアクセスできるデータソースを提供している。 このデータはまた、イングランド銀行 (The Bank) や金融行為監督機構 (FCA) や国家統計局 (ONS) などの他の政府機関が、業界全体の活動を分析し、保険会社とより広い金融システムとの関係を理解 することを可能にする。

しかし、現在の報告制度の要素は、EU 全体の複数の管轄区域にまたがる保険会社の監督をサポー トすることや、EU会社の広範なグループに関連する潜在的なリスクと保険商品の監督を含む、より 広範な目的のために設計されている。英国の EU からの離脱を受けて、PRA は、英国の保険セクター の特徴と PRA の目的を反映するために、報告要件を大幅に簡素化し、より適切に調整できると考え ている。この CP で設定された提案は、会社が準備し、ユーザーが分析するソルベンシーⅡ報告をよ り効率的にすることにより、競争力と比例性を改善しながら、法定の目的を満たす PRA の能力を維 持するために作成された。

PRA は、この CP の提案が、会社の安全性と健全性を促進するという主な法定目的を前進させると 考えている。これは、活動に関するより関連性が高く洞察に富んだデータの提供、及び英国のソルベ ンシーⅡ会社のリスクプロファイルの提供を通じて行われる。これは、報告された情報の有用性を高 めて、会社のリスクエクスポージャーをよりよく反映し、PRA が会社をより効率的に監視するために 利用できる情報を強化することが期待されている。PRA は、改革が行われない場合、既存のソルベン シーⅡ報告には、PRAによって広く使用されていない情報が含まれている可能性があり、一部の領域 では、報告された既存の情報が監督上のニーズに適切に対応していないと考えている。

PRA は費用便益分析(CBA)を実施して、CPに設定された変更案の業界レベルでの保険会社の1 回限りの導入費用と継続的な報告費用の節減を見積もっている。全体として、PRA は、その目的に対 する提案の利点及び会社の年間コスト削減は、関連する1回限りの実装コストを上回ると考えている。

#### 5 協議文書 (CP) の構造

今回の協議文書 (CP) は、以下のように構成されている。

- ・第2章は、この CP の対象となる全ての会社について、ソルベンシーⅡ QRTs 及び PRA の NSTs の削除、頻度の変更、又は適用臨界値の変更に関する提案を示している。
- ・第3章は、既存のテンプレートの編集や、複数のテンプレートを既存の領域内の新しい報告に統合 するなど、既存のソルベンシーⅡ報告の修正案を示している。
- ・第4章は、PRAが新しい報告の収集を提案している分野について説明している。
- ・第5章は、この CP の第2章から第4章で提示された提案の費用と便益の分析について詳しく説明 している。

- ・第6章は、この CP の提案を実施するために、ソルベンシーⅡの報告と開示に関する PRA ルール ブックと英国技術基準の変更案を示している。
- ・第7章は、欧州保険年金監督局(EIOPA)タクソノミ  $2.6\,$ の更新に対する  $PRA\,$ のアプローチと、こ の CP の提案を実施するための銀行の保険タクソノミについて説明している。従って、この章には 特定の政策提案は含まれていない。

#### 6 | 今後の予定等

今回の CP についての意見の提出期限は 2023 年 5 月 8 日になっている。

PRA はさらなる変更も計画しているが、これらは、より広範なソルベンシー Ⅱ 協議の一部である他 の改革に依存している。2回の変更で会社に負担がかかるのを避けるため、全ての報告改革は 2024 年12月31日の同じ期限に実施されることが想定されている。

PRA はまた、ソルベンシー及び財務状況報告書(SFCR)と定期監督報告書(RSR)の要件の見直 しも検討している。

# 3─ソルベンシーⅡの報告改革に関する協議文書の具体的内容からの抜粋

具体的内容のいくつかを抜粋すると、以下の通りとなっている。併せて、PRA は今回の報告改革に 伴う費用便益分析を行っているので、その内容を紹介しておく。

#### 1 | テンプレートの削除

PRA は、監督アプローチにとっての限定的な健全性価値や他の報告テンプレートを使用してそれら の分野での会社のエクスポージャーを監視できるとの考えから、以下のテンプレートの削除を提案し ている。

- ·S.05.01 業種別の保険料、保険金及び費用
- ·S.07.01 ストラクチャード・プロダクト
- ·S.08.02 デリバティブ取引
- ·S.21.01 損失分配リスクプロファイル
- ・S.21.03 損害保険の引受リスク分布-保険金額別
- ・S.30.01 損害保険及び生命保険契約の任意再保険の基本データ
- ·S.30.02 損害保険及び生命保険契約の任意再保険のシェアデータ
- ・S.31.02 特殊目的ビークル
- · S.36.03 IGT-内部再保険
- ·NS.05 歳入勘定生命保険(revenue account life)
- ・NS.06 ビジネスモデル分析 (生命保険)
- ・NS.12 The Society of Lloyd's のソルベンシー資本要件

#### 2 |報告頻度の変更

PRA は、既存の四半期ごとの提出期限を維持しながら、特定の四半期ごとの報告の報告頻度を減 らすことを提案している。

#### 表Ⅰ:報告頻度の変更案

テンプレート	企業の会計年度における提案された	企業の会計年度における提案	
	単独及び第三国支店の場合の頻度	されたグループの場合の頻度	
S.06.02 資産のリスト	変更の提案なし	第4Qのみ	
S.06.03 集団投資事業 - ルックスルーアプ	第2Qと第4Qのみ	第4Qのみ	
ローチ	\$2Q C \$14Q 07 07		
S.12.01.02 生命と医療の SLT 技術的準備金	第2Qと第4Qのみ	非適用	
S.17.01.02 損害保険の技術的準備金	第2Qと第4Qのみ	非適用	

## 3 |報告基準の変更-臨界値の設定等-

#### 表2:報告基準の変更案

衣2・報古基準の変更采		
テンプレート	既存の臨界値(N/A は、テンプレートが新 しく、既存の臨界値が ない場合)	提案された臨界値
S.03.01 オフバランス項目 - 損害保険	なし	S. 03. 01 は次のいずれかが総資産の2%を超える場合に報告される。 1. (C0020/R0010) 保証/担保/偶発債務の価値ー信用状を含む、事業体によって提供される保証+(C0020/R0300) 保証/担保/偶発債務の価値ー差し入れられた担保の合計+(C0010/R0400) 最大値ー偶発債務の合計。 2. (C0020/R0030) 保証/担保/偶発債務の価値ー信用状を含む、事業者が受け取った保証+(C0020/R0200) 保証/担保/偶発債務の価値ー保有する担保の合計。
S. 05. 04 (プレースホル ダー テンプレート コー ド) 国別報告	N/A	本国以外の国は、その国の総収入保険料が1億ポンド未満であり、総収入保険料の5%未満であり、総最良推定負債が5億ポンド未満である場合、報告する必要はない。 損害保険の保険種目は、総収入保険料と最良推定負債が合計の5%未満である場合、統合され、その他として報告される場合がある。
S. 05. 02 国別の保険料、 請求、及び費用	場合、つまり本国が総収	本国以外の国は、その国の総収入保険料が1億ポンド未満であり、総収入保険料の5%未満である場合、報告する必要はない。 提案された同じ臨界値が8.05.02 シリーズの開示テンプレートにも適用 される。
S.11.01 担保として保有 する資産	なし	テンプレート S.02.01 で報告されているように、担保として保持されている資産の価値が、貸借対照表の合計価値の10%を超えている。
S. 19.01 損害保険金請求	なし	事業部門別の報告は、自動車賠償責任保険と一般賠償責任保険は別々に報告し、その他の事業部門は会社の割引前請求総額の最大90%に達するまで個別に報告されるべき、という臨界値の対象となる。
S. 20.01 発生請求額の分 布の展開	なし	事業部門別の報告は、自動車賠償責任保険と一般賠償責任保険は別々に 報告し、その他の事業部門は会社の割引前請求総額の最大90%に達する まで個別に報告されるべき、という臨界値の対象となる。
S. 30.07 生命再保険比例 カバー	N/A	保障商品グループが保障商品の総再保険給付の5%未満である場合、テンプレートS.30.06に規定されている保障商品グループの報告は不要。 保障商品グループの個々の再保険者の報告は、その再保険者がその商品グループの再保険の5%未満を代表する場合、必要ない。
S. 35.01 グループ技術的 準備金への貢献	なし	このテンプレートは、英国外に保険及び再保険の子会社を持つ、英国の 規制対象の保険グループのみが記入する必要がある。
NS. 14 (プレースホル ダー テンプレート コー ド) 過剰資本生成	N/A	直近の報告年に計上された生命保険料(ユニットリンク保険料を除く)が10億ポンドを超える場合、報告が必要。

# 4 | 費用便益分析

PRAは、今回の報告改革に伴う報告と開示の費用を以下の通りと推定している。

なお、この CP の提案の実装コストと継続的な維持コストに関する PRA の見積もりは、2022 年 4 月に開始 された報告コスト調査に対する会社から提出された回答に基づいている、としている。

表 3:報告と開示の推定費用

(百万ポンド)	小規模保険会社(a)	大手保険会社(b)	保険グループ	業界レベル
1 社あたりの平均導入コスト (1 回限り)	0.01~0.02	0.6~1.1	0.7~1.3	59 <b>~</b> 109
運営コストの % としての 平均実装コスト	0.0008%まで	0.001%まで	0.00004% ~ 0.002%	N. A.
平均継続報告コストの削減(年間)	<b>▲</b> 13%	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		▲23

(a)PRA で指定されたカテゴリー 3 から 5 及びミューチュアルに分類される。(b) PRA で指定されたカテゴリー 1 から 2 に該当する。

これによれば、調査の回答に基づく中央値の会社のコストは、中小会社で約 1 万ポンド、大会社で約 110 万ポンドと推定されている。業界レベルでは、この CP の提案を実施するための 1 回限りの総費用は、5.900 万ポンドから 1 億 900 万ポンドの範囲になる可能性がある。 また、この CP の提案が実施されると、業界全体 で進行中のソルベンシーⅡ報告及び開示コンプライアンスコストの中央値が年間約13%削減される可能性 がある。さらに、業界全体の推定コスト削減は、年間約2.300万ポンドの中央値に相当し、推定範囲の上限で は年間 4.600 万ポンドの潜在的な節約になる可能性がある。

この予想される削減は、この CP で提案されている報告の量のネットでの全体的な削減及び PRA に提出さ れたコスト調査データの量と質を反映している。なお、この CP の提案に関連するコストと節約の可能性は、会 社によって異なっている。

## 4-まとめ

以上、今回のレポートでは、PRAによる、ソルベンシーⅡの報告改革に関する協議文書「CP14/ 22- ソルベンシー II レビュー:報告フェーズ 2 について、その概要を報告してきた。

今回の CP に対する正式な意見等については、意見の提出期限である 2023 年 5 月 8 日を待つこと になる。ただし、現時点での ABI (英国保険協会) からの反応としては、基本的には報告要件の合理 化については歓迎しているものの、一方で改革の内容が十分ではなく、さらなる報告要件と開示の大 幅な合理化が行われるべきとの意見を有しているようである。一方で、英国のソルベンシーⅡ制度が EU のソルベンシーⅡ制度等から逸脱して、同等性を失わないように留意していくことの重要性も強 調しているようである。

次回のレポートでは、財務省による「ソルベンシーⅡのレビュー:協議-対応」及び PRA による フィードバックステートメント「FS1/22-ソルベンシーⅡ内のリスクマージンとマッチング調整に 対する潜在的な改革」について、その概要を報告する。

以上